

「育療」編集規定（2023年5月15日 一部改訂）

1. 本誌は、一般社団法人日本育療学会の機関誌であり、病気や障害のある子どもの健全育成を図るために、教育、医療、福祉、家族等に関するテーマの論文を掲載する。当分の間、年2号発行する。
2. 投稿資格は、連名者も含め一般社団法人日本育療学会正会員に限る。ただし、特集の執筆者は、編集委員会によって認められた場合、その限りではない。
3. 投稿論文は編集委員会において、投稿された論文内容の専門性に合わせて、常任編集委員・編集委員から選出された担当編集委員2名によって審査され、掲載の可否が決定される。
4. 本誌には、日本語で書かれた未公刊の原著論文、資料、総説・展望、実践研究と特集を掲載する。担当編集委員の審査によっては、論文の種類の変更を求める場合がある。最終的な判断は、編集委員会が決定する。
 - ・原著論文は、理論的、実験的又は事例的な研究論文で独創性の高いものとする。
 - ・資料は、資料的価値のある論文とする。
 - ・総説・展望は、研究・調査論文の総括及び解説、または活動、政策、動向などについて提言するものとする。
 - ・実践研究は、教育、医療、福祉等の実践をとおしてなされた研究論文で、実際的な問題の究明、解決を目的としたものとする。
5. 未公刊の論文とは、投稿論文を構成する原稿が、過去に他雑誌（日本語、外国語を問わず）において未発表である論文をいう。学術集会における発表、電子的に公開した学位論文、および研究助成費に基づく研究報告書の内容は、公刊された論文としない。
6. 二重投稿は禁止する。また、一編の論文として執筆すべき論文を複数の論文に分割して投稿してはならない。
7. 特集については、学会員への情報提供や議論の活性化、課題とその解決策の提言等を目的に、学会の趣旨に関連あるその時々 of 社会の動きに関するテーマを取り上げ、それを中心に編集する。なお、特集の編集責任者は編集委員会で決定し、その責任者を中心に特集を組む。特集原稿の掲載には、審査を必要としない。
8. 投稿論文の採択および掲載順は、編集委員会において決定する。掲載にあたり論文の原

稿に添削を加えることがあるが、大きな変更を加える場合は、投稿者と相談する。

9. 掲載論文の印刷等に要した費用は、原則として当分の間本学会が負担とする。ただし、別刷を希望する場合は、実費著者負担にて希望部数を印刷し、送付する。
10. プライバシーの問題や倫理的に問題のある研究や表現は認められない。

投稿規定については、別に定める。